

暑さに負けない！園芸対策強化事業の概要

（活力ある高収益型園芸産地育成対策事業（県））

1 事業目的

近年、夏期の高温より園芸作物の品質や収量に大きな影響が生じている。そこで、夏期の高温に対応した安定生産を確立するために必要な農業用機械や施設等の導入を支援。

2 事業内容

夏期の高温下における園芸作物の生産性や品質の向上を目的とした高温対策に必要な機械等の導入や施設の整備・改修等に要する経費を助成。

3 補助対象施設

- （１）冷却機械施設（細霧冷房、ヒートポンプ、養液冷却栽培施設等）
- （２）換気施設（換気扇、循環扇、天窓換気施設等）
- （３）高温対策資材（遮光ネット、透湿性シート）
- （４）灌水用水源の整備（給水施設（井戸掘削含む）、灌水施設）
（灌水用水源の整備は、果樹、茶を主な対象品目とする。）

4 事業対象者

営農集団、認定農業者、ＪＡ

5 補助率

事業実施主体が営農集団、ＪＡの場合は 1/2 以内

事業実施主体が認定農業者の場合は 1/3 以内

6 事業要件

事業実施の前年度に夏期の高温により、被害を受けた品目であること。

対象品目の収量が、目標年度において事業実施前年度の概ね 10%以上増加する見込みがあること。

7 その他

- ・ 事業費は 50 万円以上 5,000 万円（営農集団等の場合は 1 億 5,000 万円）以下
※事業費は税抜の額
- ・ 営農集団、ＪＡ の場合は受益戸数が 3 戸以上であること。

- ・ 受益者は認定農業者、認定新規就農者又はこの事業を実施し3年以内に認定農業者になることが見込まれる者
- ・ 過去に国又は県の補助事業で導入した施設、機械等の代替えとしての同種、同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は補助の対象としない。
- ・ 対象となる施設、機械等の耐用年数は、概ね5年以上のものとし、新設もしくは新築または新品のものによる。